

炭酸カルシウムに係る御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	炭酸カルシウム(複塩)の純度試験「アルカリ金属及びマグネシウム」の項は、製品の実測値を踏まえ、かつ国際整合性を考慮して、EU 規格と同じ規格値1%を採用した、とされているが、そもそも炭酸カルシウムにおける本試験法は大変誤差が出やすい試験法であり、また国際整合性を考慮されとの主旨であれば、炭酸カルシウムにおいても同様に規格値1%への改訂を実施頂きたい。	本改正には直接関係のない内容のため、御意見として承りました。
2	本件におきましては、「従前の炭酸カルシウムの規格基準とは別に炭酸カルシウムIIの規格基準を新たに設定する」案が提案されています。 成分規格名において、「炭酸カルシウムI」、「炭酸カルシウムII」と設定することは一見整理されているように見えますが、何の規格なのかすぐにはわかりにくく、規格を参照する際に混乱することも心配されます。 それぞれの成分規格名を「炭酸カルシウム」、「炭酸カルシウム(複塩)」（又は「炭酸カルシウム(果実酒用)」）としていただく方が、事業者、消費者に内容も伝わり理解しやすいと考えます。	今回の改正では、「炭酸カルシウム」として成分規格が設定されていたものの名称を「炭酸カルシウムI」と改めましたが、従前の名称を別名として記載することとしています。新たに設定する規格について検討したところ、「炭酸カルシウム(複塩)」という名称は、 CaCO_3 (炭酸カルシウム) が複塩の状態をとっているものを指している等の誤解を招き、不相当であると考え、「炭酸カルシウムII」としていません。

メタ酒石酸に係る御意見

番号	御意見（概略）	回答
3	<p>メタ酒石酸 保存基準 密封容器に入れ、湿気を避けて保存する。 は不要と考えます。</p> <p>理由 密封容器とは、通則で「通常の取扱い又は貯蔵の間に 空気又はその他のガスが侵入しないように内容物を 保護する容器」と規定しており、主として空気に触れ て酸化されやすい不安定な物質に適用されます。本品 は比較的安定な物質で、試薬のメタ酒石酸もガラスビン （＝気密容器）入りです。密封容器に限定すると、 アンプルなど繰り返し使用に向かない容器では使い 勝手が悪くなります。食品添加物公定書は気密容器や 密閉容器の規定がないため、本品の保存基準にかかる 記載は不要と考えます。</p>	<p>御意見を踏まえて、メタ酒石酸の保存基準を変更 し、「気密容器に入れ、湿気を避けて保存する。」と 設定することとしました。</p> <p>なお、メタ酒石酸の保存基準に規定した気密容器 の定義について、本省令及び告示の施行等と同日に 発出した施行通知において示します。</p>

全般に係る御意見

番号	御意見（概略）	回答
4	<p>改正に賛成です。</p> <p>ぶどうを主原料にした果実酒及び甘味果実酒の製造にメタ酒石酸、L-酒石酸カリウム及び炭酸カルシウムIIの使用が認められることにより、除酸等を目的とした効果的なワイン添加物の使用が可能となるので、国内ワイン製造者の製品の品質等の向上に大きく寄与するものであります。</p>	<p>今後とも適切な添加物指定等に努めます。</p>
5	<p>賛同します。</p>	<p>今後とも適切な添加物指定等に努めます。</p>
6	<p>このような添加物を使わなくて従来製法で美味しいワインは作れるのではないのでしょうか？</p>	<p>添加物の指定等については、事業者等の要請に基づき、添加物としての有効性及び安全性について検討した上で、指定等を行うこととしております。</p> <p>今回の品目の指定等については、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価に基づき、薬事・食品衛生審議会において審議されており、審議結果を踏まえて今回の品目を添加物として指定等を行うことは、差し支えないと考えております。</p>